

多賀城市が建設災害防止協議会に出資要請?

「地方財政法の精神に反する」

2/16・17 藤原市議、補正予算特別委員会で指摘



市教育長「新多賀城図書館ツタヤ分類表は公表する」

2月17日午前の補正予算特別委員会で多賀城市教育委員会の菊地昭吾教育長は「多賀城新図書館で採用するツタヤ分類表は公表する」と答弁しました。公立図書館は一般的に日本十進分類(NDC)で図書を配架していますが、CCCはNDCを批判し独自のツタヤ分類を採用しています。「本が探しにくい」等の批判もでていましたが、これまで企業秘密として佐賀県・武雄市でも神奈川県・海老名市でも公表されていませんでした。全国から注目されそうです。

また「武雄市では『武雄21進分類』、海老名市では『海老名29進分類』と呼ばれているようですが、本市で採用される分類の正式名称は決まったのか」と問われましたが、「まだ調整中」と、決まっていないことが明らかになりました。

「学校図書館ではNDCを採用するのか、ツタヤ分類を採用するのか」と問われた教育長は、「学校では、教諭の移動が頻繁にあるので、一般的なNDCを採用する。市立図書館ではツタヤ分類を採用する」と答いました。

以上は藤原益栄市議の質問に答えたもの。

16・17日の補正予算特別委員会で、日本共産党的な藤原益栄市議は寄せられた情報をもとに、「多賀城市建設災害防止協議会」の会長名で、駅北開発株式会社への出資を募る文書に關して「自治体の寄付の強要を禁止する地方財政法第4条のつに抵触する恐れがある」と指摘しました。

〔地方財政法第4条のつ〕は次のとおりです。

「多賀城市建設災害防止協議会」は多賀城市から土木・建設工事を受注している企業で構成している業者の団体です。本年2月1日に会長名で「多賀城市内建設業関係者各位」あてに出された「多賀城駅北開発株式会社に対する出資について」と題する文書には「過の5には抵触しない」とあります。

〔地方財政法第4条〕の内容の説明があり、多賀城内に本社を置く建設主要3団体の皆様への連絡と説明会出席希望者の取り纏め相当する物品等を含む。」を割り当て強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない」。

〔地方財政法第4条〕が受注者にこういう要請をしたら強制性が発生する。これは地財法の精神に反する」と指摘しましたが、建設部長は「違法性はない」としたため市の統一見解を求めました。

17日前、市は「出資は自治体へのものではなく、駅北開発株式会社へのものであるので、地財法第4条の5には抵触しない」との回答を示しました。

市「法に抵触とは考えないが、疑念を抱かれないようにする」

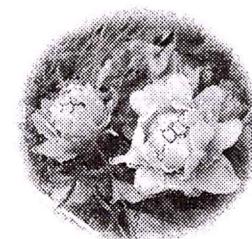


第1045号
2016年2月19日

日本共産党
多賀城市議団
代表(364)3222
FAX(309)3910
多賀城市留ケ谷一丁目11番23号

◇弁護士による法律相談

△申込 電話で予約して下さい。
△電話 364-3222
△相談日 2月26日(金)
3月8日(火)
△時間 午後1:30~
△場所 旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所



◇議員による暮らしの相談

電話
藤原益栄議員
368-6623
070-6497-6623
佐藤恵子議員
367-0182
090-2027-9884
戸津川はるみ議員
090-7528-2075
中田さだゆき議員
368-1338
080-1802-3524
柳原きよし前議員
368-1883
090-2605-4984

東風城目

政権の様相が第一次安倍内閣時に似てきた。内閣府が15日に発表した2015年10~12月期の国内総生産速報値は、実質で前期比0.4%減、年率換算1.4%減。年金基金の株式運用で8兆円の損失を出した。明会出席希望者の取り纏めを当会が行うことになります。

さういふに「そもそも駅北開発株式会社への出資であるのに、市長の分身である建設部長がなぜ前面に出でてこのことをするのか。内容にふさわしい取り組み方には是正すべきだ」と主張しました。

これに対し副市長は「違法とは考えていないが、疑念は抱かれないようにした。決して強制するものでなく任意であることを伝え、取り組み方も駅北開発株式会社への出資にふさわしいものには是正したい」と答弁しました。

12日に「発言が誤解を招いたとすれば」と撤回。9日午前記者会見で島尻安伊子沖縄・北方担当大臣は歯舞が読めず話題に…。前日の衆院予算委員会では高市早苗総務相が放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、電波停止を命じる可能性と言及。『反対』の面々であることを改めて実感。早期の退陣を願う。